

25建企第219号
平成25年6月28日

(一社)長崎県建設業協会
(一社)長崎県中小建設業協会
(社)長崎県造園建設業協会
(一社)長崎県ほ装協会
(一社)長崎県管工事協会
(社)長崎県港湾漁港建設業協会
(社)長崎県斜面安定技術協会
(一社)長崎県のり面協会
(社)長崎県下水道建設業協会
長崎県電気工事業工業組合
長崎電気設備共同組合
長崎県建設工業共同組合
長崎県管工事業共同組合連合会

様

長崎県土木部建設企画課長



「工事費内訳表取扱要領」の改正について

長崎県建設工事総合評価落札方式の改正に伴い、名称変更を行いますのでお知らせします。

記

1. 改正内容

- (1) 標準型の「施工計画および技術提案」、簡易型の「施工計画」を「技術提案」に名称変更する。

2. 適用時期

平成25年7月1日以降に入札公告する工事から適用

なお、内容については、準備ができ次第土木部HPにも掲載します。

※ 土木部HP「<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/top.htm>」

長崎県土木部建設企画課 総合評価班

森山、上戸、真木

電話番号 : 095-894-3029

FAX 番号 : 095-894-3461

工事費内訳書取扱要領

平成 20 年 7 月 9 日 20 建企第 233 号

最終改正 平成 25 年 6 月 28 日 25 建企第 219 号

第 1 目的

「建設業法」(昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号) 第 20 条及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年法律第 127 号) の趣旨を踏まえ、長崎県が発注する建設工事(建設業法第 2 条第 1 項に規定する「建設工事」をいう。)の入札について、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札参加者の積算努力の促進を図るため、入札者に工事費内訳書の提出を求めることとし、必要な事項を定めるものとする。

第 2 対象工事

- ① 長崎県発注の設計金額 5 千万円以上(建築一式工事 6 千万円以上)の建設工事のうち、一般競争入札により実施するもの。
- ② 長崎県発注の設計金額 5 千万円以上(建築一式工事 6 千万円以上)の建設工事のうち、指名競争入札により実施するもので、談合情報等があり、談合情報等の落札予定者と入札の結果による落札候補者が一致したもの。
- ③ 長崎県発注の設計金額 5 千万円以上(建築一式工事 6 千万円以上)の建設工事のうち、指名競争入札により実施するもので、入札結果等に不自然さがあると判断したもの。
- ④ 長崎県発注の設計金額 5 千万円未満(建築一式工事 6 千万円未満)の建設工事のうち、談合情報等があり、談合情報等の落札予定者と入札の結果による落札候補者が一致したもの。
- ⑤ 長崎県発注の設計金額 5 千万円未満(建築一式工事 6 千万円未満)の建設工事のうち、入札結果等に不自然さがあると判断したもの。

※「入札結果に不自然さがあると判断したもの」とは、以下の例示に該当した場合とする。ただし、以下の例示に該当しても、発注者(入札執行者)が公正入札調査委員会の審議を経て、「不自然さがない」と判断した場合はこの限りでない。

- a. 一者を除いて他の全ての入札参加者の入札額が予定価格を上回っている場合
 - b. 落札者を除きすべて同額札であるものなど、通常では考えられないような入札結果となった場合
 - c. 最低制限価格を設定している入札において、1 者を除いて他の全ての入札参加者の入札額が落札に有効な価格の範囲(最低制限価格以上予定価格以下)にないもの(但し、ランダム係数次第で、前記の価格の範囲に 2 者以上入る可能性があるものは除く。)
 - d. 前各号に例示する以外に案件毎に発注者(入札執行者)が不自然さがあると判断した場合
- 注： 基本的には発注者(入札執行者)が談合等の疑いが強いと判断した場合は、工事費内訳書の提出を求めることができるものとして、談合を認めないとする発注者の姿勢を示すための規定を設けたものである。

第3 工事費内訳書の提出を求める時期について

① 入札時に提出を求めるもの

第2①該当工事。

② 開札後に提出を求めるもの

第2②～⑤該当工事。

第3②の場合、入札執行者は落札決定を保留し、当該入札の参加者に対して速やか（原則として入札執行日の翌日から起算し2日（閉庁日を含まない）以内）に工事費内訳書の提出を入札参加者全員に求めることとする。

第4 工事費内訳書の内容及び様式

① 数量総括表に掲げる費目、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額（営繕工事にあつては、数量書に掲げる工事種目及び各工事種目に対応する科目別内訳書、細目別内訳書に摘要、単位、数量及び単価に対応する、金額を表示したもの。）（様式は任意。ただし、商号又は名称並びに代表者氏名、住所、工事番号、工事場所及び工事名を記載し、押印すること。（押印は、電子入札システムにより提出する場合を除く。））

② 工事費内訳書の合計額は入札額と同額とし、値引き、マイナス計上の項目（スクラップ控除等を除く。）及び1式表示（入札説明書中の数量総括表（数量書）で1式表示となっているものを除く。）を設けないものとする。ただし、営繕工事については、やむを得ない場合に限り、1式表示を認める。

③ 総合評価落札方式対象工事の簡易型の場合、①及び②に加え、「技術提案」に対応するものの金額を「技術提案実施に必要な経費」として記載すること。また、「技術提案実施に必要な経費」は、1式計上とすることができるものとし、①の合計額と「技術提案実施に必要な経費」の合計額を入札額と同額とすること。

④ 総合評価落札方式対象工事の標準型の場合、①及び②に加え、①に掲げる項目のうち、「金額」欄の右に「技術提案実施に必要な経費」及び「合計」欄を設け、「技術提案実施に必要な経費」欄には採用された「技術提案」の実施に必要な経費を、及び「合計」欄には「金額」と「技術提案実施に必要な経費」の合計額を記載すること。ただし、標準案による施工の場合を除く。なお、工事費内訳書の最下段に「合計」欄を設け、①の合計額、「技術提案実施に必要な経費」の合計額及び①と「技術提案実施に必要な経費」の合計額を記載し、①と「技術提案実施に必要な経費」の合計額は入札額と同額とすること。また、①中「（押印は、電子入札システムにより提出する場合を除く。）」とあるのは、この項には適用しない。

第5 工事費内訳書の審査等について

① 第2①のうち、談合情報等及び入札結果等に不自然さがない場合

イ) 審査の対象

落札候補者（予定価格と最低制限価格の範囲内（特定調達契約の場合は、予定価格の範囲内）で最低価格（総合評価落札方式の場合は、最高評価値）の者。）

落札候補者が次順位者以降に移行した場合は、次順位者以降の者。

ロ) 審査の内容

1次チェックを行う。

ハ) 審査の時期

- ・ 事前審査型入札（総合評価落札方式適用工事を除く。）
開札後、落札決定前までに行う。
- ・ 事前審査型入札（総合評価落札方式適用工事。）
保留後、落札仮決定前までに行う。
- ・ 事後審査型入札
落札候補者決定後、落札決定前までに行う。

二) 審査の結果

第6①の1～5に該当する場合（軽微な誤記等を除く。）は、長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第100条第6号に該当するものとして、その者の行った入札を無効とする。

なお、該当者については、別記様式第1号により、その旨を通知するものとする。

ホ) 審査者

工事担当課の班長以上と班員（2人以上で行う。）。

ヘ) その他

くじ引きにより落札者の決定を行う場合は、くじ引き後の対象者の工事費内訳書を審査する。その結果、その者の入札書が無効となった場合には再度くじ引きにより対象者の決定を行い該当者の工事費内訳書の内容を審査する。

- ② 第2①のうち、談合情報等があり、談合情報等の落札予定者と入札の結果による落札候補者が一致した場合及び入札結果等に不自然さがあった場合並びに第2②～⑤に該当した場合

イ) 審査の対象

全入札参加業者。

ロ) 審査の内容

2次チェック（必要に応じ3次チェック）を行う。

ハ) 審査の時期

開札（開札後に工事費内訳書の提出を求めたものについては、提出受付）後、事情聴取（※長崎県談合情報等対応マニュアルに基づく）前までに行う。

ホ) 審査者

工事担当課の班長以上と班員（2人以上で行う。）。

ヘ) 審査の結果

2次、3次チェックの審査結果をもとに、長崎県公正入札調査委員会において、当該入札の有効性の判断を行う。

また、談合の疑いがあると判断される場合は、全ての入札参加者に対し事情聴取を行い、談合情報対応マニュアルに基づき対応することができる。

なお、第2①のうち、談合情報等があり、談合情報等の落札予定者と入札の結果による落札候補者が一致した場合及び入札結果等に不自然さがあった場合において、入札を有効と判断し落札決定（総合評価落札方式適用工事の場合は、落札仮決定）の手続きへ移行する場合は、落札候補者の工事費内訳書に対して1次チェックを行うこととする。以降の手続きは第5①を準用する。

第6 入札を無効等とする場合の判断基準について

① 1次チェックについて（未提出又は不備があるかの確認）

チェック項目（必須）

類 型	No	未提出又は不備とされる場合	備考
1 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合	
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合 （例：領収書、会社概要など）	
	(3)	他の工事の内訳書である場合	
	(4)	白紙である場合	
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより内訳書が提出される場合を除く。）	(注1)
	(6)	内訳書が特定できない場合	(注2)
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合	(注3)
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合	
	(2)	入札公告（共通事項書を含む。）又は入札執行通知書に指示された項目を満たしていない場合	(注4) (注5)
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合	
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合	(注4)
	(2)	発注案件名に誤りがある場合	(注4)
	(3)	提出業者名に誤りがある場合	
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合	(注5)
5 その他未提出又は不備がある場合			

(注1) 電子入札システムにより提出される場合は、電子認証を経て送付されるものであるため、押印はされているものとみなす。

(注2) 複数提出された工事費内訳書の表記・内容等から当該入札案件に対応したものが特定できるとしても、発注者が独自に複数の工事費内訳書から1つを取捨選択できるものではないため、無効として取り扱うものとする。

(注3) 併せて後出「2次チェック表①」を参照すること。

(注4) 軽微な誤記の場合（同一性が確認できる場合）は、無効としないことができる。

軽微な誤記として有効とするかどうかについては、「入札・契約事務マニュアル（改訂版）（平成17年3月付け長崎県出納局）」の「開札に伴う入札書等の審査基準」のうちの「(2) 入札書」の取扱いに準ずるものとする。

(注5) a. 工事費内訳書の合計金額が入札金額が一致していない場合は、入札を無効とする。

b. 工事費内訳書中に、「値引き」という項目を設定している場合及びマイナス計上の

項目（スクラップ控除等マイナスで計上すべきものは除く。）がある場合は、入札を無効とする。値引きという項目を設けるのではなく、金額を引き下げた部分は引き下げをした後の金額（単価）で見積金額を記載すること。

なお、端数処理についても「値引き」という項目を設定して行わず、現場管理費や一般管理費などで行うこと。

- c. 数量総括表に掲げる費目、各工種、種別、細別に相当する項目において、数量総括表では数量が1式表示となっていないものを1式表示で記載している箇所があった場合は、入札を無効とする。

ただし、1式表示を行うにつき、入札公告における設計図書等に対する質問等により契約担任者に事前に了解を得た場合は、この限りではない。

なお、営繕工事については、やむを得ない場合に限り、1式表示を認めるものとする。

- d. 総合評価落札方式対象工事の場合で、簡易型の場合は「技術提案」に対応するものの金額、標準型の場合は「技術提案」に対応するものの金額を「技術提案実施に必要な経費」として計上していない場合は、入札を無効とする。ただし、標準型の場合で、標準案による施工の場合は除く。
- e. 総合評価落札方式対象工事の簡易型の場合で、数量総括表に掲げる費目に対応するものの合計金額（営繕工事にあつては、数量書に掲げる工事種目に対応する合計金額）と「技術提案実施に必要な経費」の合計金額が入札金額と一致していない場合は、入札を無効とする。
- f. 総合評価落札方式対象工事の標準型の場合で、数量総括表に掲げる費目（営繕工事にあつては、数量書に掲げる工事種目）に対応するものの合計金額（「技術提案実施に必要な経費」を含む。）と入札金額が一致していない場合は、入札を無効とする。

(例 a) 値引きの項目の設定やマイナス計上はしないこと。

(誤) 工事原価	10,000,000 円
一般管理費	2,345,600 円
値引き	<u>45,600 円</u>
工事価格	12,300,000 円 (引下げ項目が不明な値引き)
(正) 工事原価	10,000,000 円
一般管理費	<u>2,300,000 円</u>
工事価格	12,300,000 円

※ 一般管理費など実際に値引いた項目の金額 (単価) を引き下げた後の金額で表示する。

(例 b) 数量総括表では数量が 1 式表示となっていないものを 1 式表示しない。

	数量	単価	金額
(誤) ○○○工	1 式		1,000,000 円
△△△工	1 式		1,500,000 円
□□□工	1 式		2,000,000 円
↓			
(正) ○○○工			1,000,000 円
内訳	$\left[\begin{array}{l} 100\text{m} \times 2,500 \text{ 円} = 250,000 \text{ 円} \\ 100\text{m} \times 7,500 \text{ 円} = 750,000 \text{ 円} \end{array} \right]$		
△△△工			1,500,000 円
内訳	$\left[\begin{array}{l} 50 \text{ m}^2 \times 10,000 \text{ 円} = 500,000 \text{ 円} \\ 50 \text{ m}^2 \times 20,000 \text{ 円} = 1,000,000 \text{ 円} \end{array} \right]$		
□□□工			2,000,000 円
内訳	$\left[\begin{array}{l} 200\text{m}^3 \times 8,000 \text{ 円} = 1,600,000 \text{ 円} \\ 1 \text{ 式} \quad \quad \quad 400,000 \text{ 円} \end{array} \right]$		
内訳	$\left[\begin{array}{l} \diamond\diamond\diamond\text{工 } 300\text{m} \times 1,000 \text{ 円} = 300,000 \text{ 円} \\ \blacksquare\blacksquare\blacksquare\text{工 } 500\text{m} \times 200 \text{ 円} = 100,000 \text{ 円} \end{array} \right]$		

(例e) 総合評価落札方式 簡易型の場合

(正)

工種／種別／細別	単位	数量	単価	金額
本工事費				668,900,000
基礎工				629,080,000
真空圧密ドレーン工 改良長 11m	本	13,402.0	20,000	268,040,000
深層混合処理工 二軸φ1000mm	本	1,092.0	120,000	131,040,000
高圧噴射攪拌工 造成長 15m φ2500mm	本	100.0	2,300,000	230,000,000
土工				39,820,000
流用土 トンネル工事発生土流用	m3	7,300.0	150	1,095,000
流用土 地盤改良土流用	m3	7,700.0	150	1,155,000
購入土 路床	m3	3,300.0	1,500	4,950,000
購入土 路体	m3	23,300.0	1,400	32,620,000
直接工事費				668,900,000
共通仮設費率分	式	1.0		50,000,000
技術管理費	式	1.0		5,000,000
共通仮設費計				55,000,000
純工事費				723,900,000
現場管理費	式	1.0		150,000,000
工事原価				873,900,000
一般管理費	式	1.0		76,100,000
工事価格				950,000,000
技術提案実施に必要な経費				10,000,000
合計				960,000,000

(例 f) 総合評価落札方式 標準型の場合

(正)

工種／種別／細別	単位	数量	単価	金額	技術提案実施に必要な経費	合計
本工事費				668,900,000	10,000,000	678,900,000
基礎工				629,080,000	5,000,000	634,080,000
真空圧密ドレーン工 改良長 11m	本	13,402.0	20,000	268,040,000		268,040,000
深層混合処理工 二軸φ1000mm	本	1,092.0	120,000	131,040,000		131,040,000
高圧噴射攪拌工 造成長 15m φ2500mm	本	100.0	2,300,000	230,000,000	5,000,000	235,000,000
土工				39,820,000	5,000,000	44,820,000
流用土 トンネル工事発生土流用	m3	7,300.0	150	1,095,000		1,095,000
流用土 地盤改良土流用	m3	7,700.0	150	1,155,000	5,000,000	6,155,000
購入土 路床	m3	3,300.0	1,500	4,950,000		4,950,000
購入土 路体	m3	23,300.0	1,400	32,620,000		32,620,000
直接工事費				668,900,000	10,000,000	678,900,000
共通仮設費率分	式	1.0		50,000,000		50,000,000
技術管理費	式	1.0		5,000,000	5,000,000	10,000,000
共通仮設費計				55,000,000	5,000,000	60,000,000
純工事費				723,900,000	15,000,000	738,900,000
現場管理費	式	1.0		150,000,000		150,000,000
工事原価				873,900,000	15,000,000	888,900,000
一般管理費	式	1.0		76,100,000		76,100,000
工事価格				950,000,000		950,000,000
合計				950,000,000	15,000,000	965,000,000

① 2次チェックについて

チェック項目（必須）

チェック項目	No	談合の疑いがあるとされる場合	具体例（注3）
様式等の他の入札参加者との比較	①	様式、書式、書体等が他者と同一である場合（注1）	2者の様式が同一
金額の他者との比較	②	金額が同一（類似している場合も含む。）である部分が複数者に共通して積算項目の多項目にわたり存在する場合	入札参加者10者のうち3者において、積算項目（細別）10項目のうち3項目が同一の金額となっている（ただし、積算単価を公表しており、一致することが予測できる場合を除く。）
表記上の誤りの確認及び他の入札参加者との比較	③	複数者に共通して同様の表記上の誤り、違い等が存在する場合（積算項目、単位、公表数量、工事名等）	2者について、「床版工」が「床床版工」となっている等の共通した誤りが4箇所確認される
電子ファイル作成者等の確認（注2）	④	電子データ上当該提出業者以外の者の関与が確認される場合	他者の内訳書に上書きして作成していた記録が存在

（注1） 様式が他者と同一である場合は、関係者間で情報交換を行った可能性があるため、談合の疑いがあるものとして取り扱う。

（注2） 電子ファイルのプロパティ等を確認し、作成者が別の業者名になっていないか、作成日、更新日におかしな点はないか等を確認する。

（注3） 例であり、談合の疑いがあるかどうかについては、案件毎に判断すること。

① 3次チェック（工事費内訳書の分析）について（分析結果については、適宜事情聴取に反映させる等により活用）

チェック項目（2次チェックに加え、必要に応じて実施）

分析項目	No	着 眼 点
様式について、当該者が過去に提出した内訳書との比較	⑤	当該者が従来使用してきた様式と異なっている等の不自然な点はないか
金額（比率）の他者との比較	⑥	金額が特定の者に対する一定割合の金額差となっていないか
金額（比率）の官積との比較	⑦	複数者の金額が官積に対して共通の乖離傾向を示していないか

第7 提出された工事費内訳書の取扱いについて

- ① 提出された工事費内訳書の引換え、変更又は撤回（取消）は認めない。
- ② 提出された工事費内訳書は、返却しない。
- ③ 提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出する。
- ④ 提出された工事費内訳書は、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第1号）第7条の不開示情報に該当するものとし、開示対象としない。

第8 工事費内訳書の不備で入札が無効となった者の取扱いについて

工事費内訳書の不備で入札が無効になっても、談合等不正な行為が確認できなければ、指名停止措置は行わない。

第9 落札決定後に落札者以外の入札参加業者の工事費内訳書に不備が判明した場合の措置について

落札候補者の工事費内訳書の審査の結果、落札者を決定した後に落札者以外の入札参加業者の工事費内訳書による入札の無効が明らかになった場合においても、落札決定後の入札事務を妨げないものとする。

第10 入札参加業者に対する周知方法

- (1) 入札公告共通事項書に、以下の内容を明示する。

○ 工事費内訳書の提出

- ① 入札に際しては、数量総括表に掲げる費目、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額（営繕工事にあつては、数量書に掲げる工事種目及び各工事種目に対応する科目別内訳書、細目別内訳書に摘要、単位、数量及び単価に対応する、金額を表示したもの。）（様式は任意。ただし、商号又は名称並びに代表者氏名、住所、工事番号、工事場所及び工事名を記載すること。）を明示した工事費内訳書を押印の上、提出すること（押印は、電子入札システムにより提出する場合を除く。）。
- ② 工事費内訳書の合計額は入札額と同額とし、値引き及びマイナス計上の項目（スクラップ控除等を除く。）及び1式表示（入札説明書中の数量総括表及び数量書で1式表示となっているものを除く。）を設けないこと（「工事費内訳書取扱要領（平成 20 年 7 月 9 日付け 20 建企第 233 号）」で認められているものを除く。）。
- ③ 総合評価落札方式対象工事の簡易型の場合、①及び②に加え、「技術提案」に対応するものの金額を「技術提案実施に必要な経費」として記載すること。ただし、標準型の場合で標準案による施工の場合を除く。また、「技術提案実施に必要な経費」は、1式計上とすることができるものとし、①の合計額と「技術提案実施に必要な経費」の合計額を入札額と同額とすること。
- ④ 総合評価落札方式対象工事の標準型の場合、①及び②に加え、①に掲げる項目のうち、「金額」欄の右に「技術提案実施に必要な経費」及び「合計」欄を設け、「技術提案実施に必要な経費」欄には採用された「技術提案」の実施に必要な経費を、及び「合計」欄には「金額」と「技術提案実施に必要な経費」の合計額を記載すること。ただし、標準案による施工の場合を除く。なお、工事費内訳書の最下段に「合計」欄を設

け、①の合計額、「技術提案実施に必要な経費」の合計額及び①と「技術提案実施に必要な経費」の合計額を記載し、①と「技術提案実施に必要な経費」の合計額は入札額と同額とすること。また、①中「(押印は、電子入札システムにより提出する場合を除く。)」とあるのは、この項には適用しない。

- ⑤ 工事費内訳書は、「工事費内訳書取扱要領」に基づき取り扱う。
- ⑥ 提出された工事費内訳書は、返却しない。
- ⑦ 提出された工事費内訳書の引換え、変更又は撤回（取消）は認めない。
- ⑧ 提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出する。
- ⑨ 提出された工事費内訳書について、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号）第 7 条の不開示情報に該当するものとし、開示対象としない。

第 11 工事費内訳書の保管期間について

工事費内訳書の保管期間は、契約者分については入札終了月の翌月から 5 年間、その他の入札参加者分については入札終了月の翌月から 1 年間とする。

第 12 施行日

平成 20 年 10 月 1 日以降に入札公告又は入札執行通知する工事に適用する。

ただし、第 6 ①の（注 5）の適用については、平成 20 年 10 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までに入札公告された工事においては、「入札を無効」とあるのを「該当者に注意した上で、入札を有効」とする。

※ 改正

平成 21 年 1 月 5 日以降に入札公告又は入札執行通知する工事に適用する。（平成 20 年 12 月 10 日 20 建企第 587 号）

（1）第 4 及び第 10 の変更

※ 改正

平成 21 年 4 月 1 日以降に入札公告又は入札執行通知する工事に適用する。（平成 21 年 3 月 27 日 20 建企第 872 号）

ただし、第 6 ①（注 5）の d 及び e の適用については、平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日までに入札公告又は入札執行通知された工事においては、「入札を無効」とあるのを「該当者に注意した上で、入札を有効」とする。

（1）第 4 並びに第 6 ①（注 5）d 及び e 並びに第 10 の変更

※ 改正

平成 22 年 4 月 1 日以降に開札する工事に適用する。（平成 22 年 3 月 23 日 21 建企第 725 号）

（1）第 2 ⑤並びに第 5 ②への変更

※ 改正

平成 22 年 9 月 1 日以降に開札する工事に適用する。（平成 22 年 8 月 11 日 22 建企第 271 号）

- (1) 第4③を「③簡易型」と「④標準型」に分け、③中「簡易な施工計画」を「施工計画」とした。
- (2) 第6①(注5) eを「e. 簡易型」と「f. 標準型」に分け、(例e) 及び(例f) を追加した。
- (3) 第10(1) ③を「③簡易型」と「④標準型」に分け、③中「簡易な施工計画」を「施工計画」とし、④から⑧をそれぞれ1ずつ繰り下げ⑤から⑨とした。

※ 改正

平成25年7月1日以降に入札公告又は入札執行通知する工事に適用する。(平成25年 月 日25建企第 号)

- (1) 第4③および第10(1) ③中「施工計画」を「技術提案」とした。
- (2) 第4④および第10(1) ④中「施工計画」及び「技術提案」を「技術提案」とした。
- (3) 第6(注5) d中「施工計画」を「技術提案」とし、「施工計画」及び「技術提案」を「技術提案」とした。

別記様式第1号

工事費内訳書の不備による入札無効通知書

住 所
商号又は名称
代 表 者 名 様

契約担任者 印

さきに入札執行しました下記工事については、落札者の決定（総合評価落札方式の場合は、仮決定）を保留していますが、工事費内訳書の審査の結果、貴社の行った入札が無効であることを認めましたので通知します。

記

1. 入 札 公 告 日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
2. 工 事 番 号 第〇〇号
工 事 名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事
3. 工 事 場 所 〇〇市（郡）〇〇町〇〇地内
4. 入札執行の日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
5. 工事費内訳書の 〇〇〇〇〇〇〇
不 備 の 内 容

※ 工事費内訳書の不備の内容については、入札を無効等とする場合の判断基準と照らし合わせ、具体的に記載すること。

工事費内訳書取扱要領 新旧対照表

改正後	現行
工事費内訳書取扱要領 平成20年7月9日 20建企第233号 最終改正 平成25年6月28日 25建企第219号 第1 目的 「建設業法」(昭和24年5月24日法律第100号)第20条及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)の趣旨を踏まえ、長崎県が発注する建設工事(建設業法第2条第1項に規定する「建設工事」をいう。)の入札について、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札参加者の積算努力の促進を図るため、入札者に工事費内訳書の提出を求めることとし、必要な事項を定めるものとする。 第2 対象工事 ① 長崎県発注の設計金額5千万円以上(建築一式工事6千万円以上)の建設工事のうち、一般競争入札により実施するもの。 ② 長崎県発注の設計金額5千万円以上(建築一式工事6千万円以上)の建設工事のうち、指名競争入札により実施するもので、談合情報等があり、談合情報等の落札予定者と入札の結果による落札候補者が一致したもの。 ③ 長崎県発注の設計金額5千万円以上(建築一式工事6千万円以上)の建設工事のうち、指名競争入札により実施するもので、入札結果等	工事費内訳書取扱要領 平成20年7月9日 20建企第233号 最終改正 平成22年8月11日 22建企第271号 第1 目的 「建設業法」(昭和24年5月24日法律第100号)第20条及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)の趣旨を踏まえ、長崎県が発注する建設工事(建設業法第2条第1項に規定する「建設工事」をいう。)の入札について、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札参加者の積算努力の促進を図るため、入札者に工事費内訳書の提出を求めることとし、必要な事項を定めるものとする。 第2 対象工事 ① 長崎県発注の設計金額5千万円以上(建築一式工事6千万円以上)の建設工事のうち、一般競争入札により実施するもの。 ② 長崎県発注の設計金額5千万円以上(建築一式工事6千万円以上)の建設工事のうち、指名競争入札により実施するもので、談合情報等があり、談合情報等の落札予定者と入札の結果による落札候補者が一致したもの。 ③ 長崎県発注の設計金額5千万円以上(建築一式工事6千万円以上)の建設工事のうち、指名競争入札により実施するもので、入札結果等

工事費内訳書取扱要領 新旧対照表

改正後	現行
に不自然さがあると判断したもの。 ④ 長崎県発注の設計金額5千万円未満（建築一式工事6千万円未満）の建設工事のうち、談合情報等があり、談合情報等の落札予定者と入札の結果による落札候補者が一致したもの。 ⑤ 長崎県発注の設計金額5千万円未満（建築一式工事6千万円未満）の建設工事のうち、入札結果等に不自然さがあると判断したもの。 ※「入札結果に不自然さがあると判断したもの」とは、以下の例示に該当した場合とする。ただし、以下の例示に該当しても、発注者（入札執行者）が公正入札調査委員会の審議を経て、「不自然さが無い」と判断した場合はこの限りでない。 a. 一者を除いて他の全ての入札参加者の入札額が予定価格を上回っている場合 b. 落札者を除きすべて同額札であるものなど、通常では考えられないような入札結果となった場合 c. 最低制限価格を設定している入札において、1者を除いて他の全ての入札参加者の入札額が落札に有効な価格の範囲（最低制限価格以上・予定価格以下）にないもの（但し、ランダム係数次第で、前記の価格の範囲に2者以上入る可能性があるものは除く。） d. 前各号に例示する以外に案件毎に発注者（入札執行者）が不自然さがあると判断した場合 注： 基本的には発注者（入札執行者）が談合等の疑いが強いと判断した場合は、工事費内訳書の提出を求めることができるものとして、談合を認めないとする発注者の姿勢を示すための規定を設けたもの	に不自然さがあると判断したもの。 ④ 長崎県発注の設計金額5千万円未満（建築一式工事6千万円未満）の建設工事のうち、談合情報等があり、談合情報等の落札予定者と入札の結果による落札候補者が一致したもの。 ⑤ 長崎県発注の設計金額5千万円未満（建築一式工事6千万円未満）の建設工事のうち、入札結果等に不自然さがあると判断したもの。 ※「入札結果に不自然さがあると判断したもの」とは、以下の例示に該当した場合とする。ただし、以下の例示に該当しても、発注者（入札執行者）が公正入札調査委員会の審議を経て、「不自然さが無い」と判断した場合はこの限りでない。 a. 一者を除いて他の全ての入札参加者の入札額が予定価格を上回っている場合 b. 落札者を除きすべて同額札であるものなど、通常では考えられないような入札結果となった場合 c. 最低制限価格を設定している入札において、1者を除いて他の全ての入札参加者の入札額が落札に有効な価格の範囲（最低制限価格以上・予定価格以下）にないもの（但し、ランダム係数次第で、前記の価格の範囲に2者以上入る可能性があるものは除く。） d. 前各号に例示する以外に案件毎に発注者（入札執行者）が不自然さがあると判断した場合 注： 基本的には発注者（入札執行者）が談合等の疑いが強いと判断した場合は、工事費内訳書の提出を求めることができるものとして、談合を認めないとする発注者の姿勢を示すための規定を設けたもの

工事費内訳書取扱要領 新旧対照表

改正後	現行
のである。 第3 工事費内訳書の提出を求める時期について ① 入札時に提出を求めるもの 第2①該当工事。 ② 開札後に提出を求めるもの 第2②～⑤該当工事。 第3②の場合、入札執行者は落札決定を保留し、当該入札の参加者に対して速やか（原則として入札執行日の翌日から起算し2日（閉庁日を含まない）以内）に工事費内訳書の提出を入札参加者全員に求めることとする。 第4 工事費内訳書の内容及び様式 ① 数量総括表に掲げる費目、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額（営繕工事にあっては、数量書に掲げる工事種目及び各工事種目に対応する科目別内訳書、細目別内訳書に摘要、単位、数量及び単価に対応する、金額を表示したもの。）（様式は任意。ただし、商号又は名称並びに代表者氏名、住所、工事番号、工事場所及び工事名を記載し、押印すること。（押印は、電子入札システムにより提出する場合を除く。）） ② 工事費内訳書の合計額は入札額と同額とし、値引き、マイナス計上の項目（スクラップ控除等を除く。）及び1式表示（入札説明書中の数	のである。 第3 工事費内訳書の提出を求める時期について ① 入札時に提出を求めるもの 第2①該当工事。 ② 開札後に提出を求めるもの 第2②～⑤該当工事。 第3②の場合、入札執行者は落札決定を保留し、当該入札の参加者に対して速やか（原則として入札執行日の翌日から起算し2日（閉庁日を含まない）以内）に工事費内訳書の提出を入札参加者全員に求めることとする。 第4 工事費内訳書の内容及び様式 ① 数量総括表に掲げる費目、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額（営繕工事にあっては、数量書に掲げる工事種目及び各工事種目に対応する科目別内訳書、細目別内訳書に摘要、単位、数量及び単価に対応する、金額を表示したもの。）（様式は任意。ただし、商号又は名称並びに代表者氏名、住所、工事番号、工事場所及び工事名を記載し、押印すること。（押印は、電子入札システムにより提出する場合を除く。）） ② 工事費内訳書の合計額は入札額と同額とし、値引き、マイナス計上の項目（スクラップ控除等を除く。）及び1式表示（入札説明書中の数

工事費内訳書取扱要領 新旧対照表

改正後	現行
量総括表（数量書）で1式表示となっていないものを除く。）を設けないものとする。ただし、営繕工事については、やむを得ない場合に限り、1式表示を認める。 ③ 総合評価落札方式対象工事の簡易型の場合、①及び②に加え、「<u>技術提案</u>」に対応するものの金額を「技術提案実施に必要な経費」として記載すること。また、「技術提案実施に必要な経費」は、1式計上とすることができるとし、①の合計額と「技術提案実施に必要な経費」の合計額を入札額と同額とすること。 ④ 総合評価落札方式対象工事の標準型の場合、①及び②に加え、①に掲げる項目のうち、「金額」欄の右に「技術提案実施に必要な経費」及び「合計」欄を設け、「技術提案実施に必要な経費」欄には採用された「技術提案」の実施に必要な経費を、及び「合計」欄には「金額」と「技術提案」の合計額を記載すること。ただし、標準案による施工の場合を除く。なお、工事費内訳書の最下段に「合計」欄を設け、「技術提案実施に必要な経費」の合計額及び①と「技術提案実施に必要な経費」の合計額を記載し、①と「技術提案実施に必要な経費」の合計額を入札額と同額とすること。また、電子入札システムにより提出する場合を除く。）とあるのは、この項には適用しない。 第5 工事費内訳書の審査等について ① 第2①のうち、談合情報等及び入札結果等に不自然さがない場合 イ) 審査の対象	量総括表（数量書）で1式表示となっていないものを除く。）を設けないものとする。ただし、営繕工事については、やむを得ない場合に限り、1式表示を認める。 ③ 総合評価落札方式対象工事の簡易型の場合、①及び②に加え、「<u>施工計画</u>」に対応するものの金額を「技術提案実施に必要な経費」として記載すること。また、「技術提案実施に必要な経費」は、1式計上とすることができるとし、①の合計額と「技術提案実施に必要な経費」の合計額を入札額と同額とすること。 ④ 総合評価落札方式対象工事の標準型の場合、①及び②に加え、①に掲げる項目のうち、「金額」欄の右に「技術提案実施に必要な経費」及び「合計」欄を設け、「技術提案実施に必要な経費」欄には採用された「<u>施工計画</u>」及び「技術提案」の実施に必要な経費を、及び「合計」欄には「金額」と「技術提案実施に必要な経費」の合計額を記載すること。ただし、標準案による施工の場合を除く。なお、工事費内訳書の最下段に「合計」欄を設け、①の合計額、「技術提案実施に必要な経費」の合計額及び①と「技術提案実施に必要な経費」の合計額を記載し、①と「技術提案実施に必要な経費」の合計額を入札額と同額とすること。また、①中「（押印は、電子入札システムにより提出する場合を除く。）とあるのは、この項には適用しない。」とあるのは、この項には適用しない。 第5 工事費内訳書の審査等について ① 第2①のうち、談合情報等及び入札結果等に不自然さがない場合 イ) 審査の対象

工事費内訳書取扱要領 新旧対照表

改正後	現行
落札候補者（予定価格と最低制限価格の範囲内（特定調達契約の場合は、予定価格の範囲内）で最低価格（総合評価落札方式の場合は、最高評価値）の者。） 落札候補者が次順位者以降に移行した場合は、次順位者以降の者。 ロ) 審査の内容 1次チェックを行う。 ハ) 審査の時期 ・ 事前審査型入札（総合評価落札方式適用工事を除く。） - 開札後、落札決定前までに行う。 ・ 事前審査型入札（総合評価落札方式適用工事。） - 保留後、落札決定前までに行う。 ・ 事後審査型入札 - 落札候補者決定後、落札決定前までに行う。 二) 審査の結果 第6①の1～5に該当する場合（軽微な誤記等を除く。）は、長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第100条第6号に該当するものとして、その者の行った入札を無効とする。 なお、該当者については、別記様式第1号により、その旨を通知するものとする。 ホ) 審査者 工事担当課の班長以上と班員（2人以上で行う。） へ) その他	落札候補者（予定価格と最低制限価格の範囲内（特定調達契約の場合は、予定価格の範囲内）で最低価格（総合評価落札方式の場合は、最高評価値）の者。） 落札候補者が次順位者以降に移行した場合は、次順位者以降の者。 ロ) 審査の内容 1次チェックを行う。 ハ) 審査の時期 ・ 事前審査型入札（総合評価落札方式適用工事を除く。） - 開札後、落札決定前までに行う。 ・ 事前審査型入札（総合評価落札方式適用工事。） - 保留後、落札決定前までに行う。 ・ 事後審査型入札 - 落札候補者決定後、落札決定前までに行う。 二) 審査の結果 第6①の1～5に該当する場合（軽微な誤記等を除く。）は、長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第100条第6号に該当するものとして、その者の行った入札を無効とする。 なお、該当者については、別記様式第1号により、その旨を通知するものとする。 ホ) 審査者 工事担当課の班長以上と班員（2人以上で行う。） へ) その他

工事費内訳書取扱要領 新旧対照表

改正後	現行
くじ引きにより落札者の決定を行う場合は、くじ引き後の対象者の工事費内訳書を審査する。その結果、その者の入札書が無効となった場合には再度くじ引きにより対象者の決定を行い該当者の工事費内訳書の内容を審査する。 ② 第2①のうち、談合情報等があり、談合情報等の落札予定者と入札の結果による落札候補者が一致した場合及び入札結果等に不自然さがあつた場合並びに第2②～⑤に該当した場合 イ) 審査の対象 全入札参加業者。 ロ) 審査の内容 2次チェック（必要に応じ3次チェック）を行う。 ハ) 審査の時期 開札（開札後に工事費内訳書の提出を求めたものについては、提出受付）後、事情聴取（※長崎県談合情報等対応マニュアルに基づく）前までに行う。 ホ) 審査者 工事担当課の班長以上と班員（2人以上で行う。）。 ヘ) 審査の結果 2次、3次チェックの審査結果をもとに、長崎県公正入札調査委員会において、当該入札の有効性の判断を行う。 また、談合の疑いがあると判断される場合は、全ての入札参加者に対し事情聴取を行い、談合情報対応マニュアルに基づき対応することができる。	くじ引きにより落札者の決定を行う場合は、くじ引き後の対象者の工事費内訳書を審査する。その結果、その者の入札書が無効となった場合には再度くじ引きにより対象者の決定を行い該当者の工事費内訳書の内容を審査する。 ② 第2①のうち、談合情報等があり、談合情報等の落札予定者と入札の結果による落札候補者が一致した場合及び入札結果等に不自然さがあつた場合並びに第2②～⑤に該当した場合 イ) 審査の対象 全入札参加業者。 ワ) 審査の内容 2次チェック（必要に応じ3次チェック）を行う。 ハ) 審査の時期 開札（開札後に工事費内訳書の提出を求めたものについては、提出受付）後、事情聴取（※長崎県談合情報等対応マニュアルに基づく）前までに行う。 ホ) 審査者 工事担当課の班長以上と班員（2人以上で行う。）。 ヘ) 審査の結果 2次、3次チェックの審査結果をもとに、長崎県公正入札調査委員会において、当該入札の有効性の判断を行う。 また、談合の疑いがあると判断される場合は、全ての入札参加者に対し事情聴取を行い、談合情報対応マニュアルに基づき対応することができる。

工事費内訳書取扱要領 新旧対照表

改正後	現行
なお、第2①のうち、談合情報等があり、談合情報等の落札予定者と入札の結果による落札候補者が一致した場合及び入札結果等に不自然さがあつた場合において、入札を有効と判断し落札決定（総合評価落札方式適用工事の場合は、落札仮決定）の手続きへ移行する場合は、落札候補者の工事費内訳書に対して1次チェックを行うこととする。以降の手続きは第5①を準用する。 第6 入札を無効等とする場合の判断基準について ① 1次チェックについて（未提出又は不備があるかの確認） (略) チェック項目（必須） (注1) 電子入札システムにより提出される場合は、電子認証を経て送付されるものであるため、押印はされているものとみなす。 (注2) 複数提出された工事費内訳書の表記・内容等から当該入札案件に対応したものが特定できるとしても、発注者が独自に複数の工事費内訳書から1つを取捨選択できるものではないため、無効として取り扱うものとする。 (注3) 併せて後出「2次チェック表①」を参照すること。 (注4) 軽微な誤記の場合（同一性が確認できる場合）は、無効としないことができる。 軽微な誤記として有効とすることがどうかについては、「入札・契約事	なお、第2①のうち、談合情報等があり、談合情報等の落札予定者と入札の結果による落札候補者が一致した場合及び入札結果等に不自然さがあつた場合において、入札を有効と判断し落札決定（総合評価落札方式適用工事の場合は、落札仮決定）の手続きへ移行する場合は、落札候補者の工事費内訳書に対して1次チェックを行うこととする。以降の手続きは第5①を準用する。 第6 入札を無効等とする場合の判断基準について ① 1次チェックについて（未提出又は不備があるかの確認） (略) チェック項目（必須） (注1) 電子入札システムにより提出される場合は、電子認証を経て送付されるものであるため、押印はされているものとみなす。 (注2) 複数提出された工事費内訳書の表記・内容等から当該入札案件に対応したものが特定できるとしても、発注者が独自に複数の工事費内訳書から1つを取捨選択できるものではないため、無効として取り扱うものとする。 (注3) 併せて後出「2次チェック表①」を参照すること。 (注4) 軽微な誤記の場合（同一性が確認できる場合）は、無効としないことができる。 軽微な誤記として有効とすることがどうかについては、「入札・契約事

工事費内訳書取扱要領 新旧対照表

改正後	現行
務マニユアル（改訂版）（平成 17 年 3 月付け長崎県出納局）」の「開札に伴う入札書等の審査基準」のうちの「(2) 入札書」の取扱いに準ずるものとする。 (注 5) a. 工事費内訳書の合計金額と入札金額が一致していない場合は、入札を無効とする。 b. 工事費内訳書中に、「値引き」という項目を設定している場合及びマイナス計上の項目（スクラップ控除等マイナスで計上すべきものは除く。）がある場合は、入札を無効とする。値引きという項目を設けるのではなく、金額を引き下げた部分は引き下げをした後の金額（単価）で見積金額を記載すること。 なお、端数処理についても「値引き」という項目を設定し行わず、現場管理費や一般管理費などで行うこと。 c. 数量総括表に掲げる費目、各工種、種別、細別に相当する項目において、数量総括表では数量が 1 式表示となっていないものを 1 式表示で記載している箇所があった場合は、入札を無効とする。 ただし、1 式表示を行うにつき、入札公告における設計図書等に対する質問等により契約担任者に事前に了解を得た場合は、この限りではない。 なお、営繕工事については、やむを得ない場合に限り、1 式表示を認めるものとする。 d. 総合評価落札方式対象工事の場合で、簡易型の場合は「控	務マニユアル（改訂版）（平成 17 年 3 月付け長崎県出納局）」の「開札に伴う入札書等の審査基準」のうちの「(2) 入札書」の取扱いに準ずるものとする。 (注 5) a. 工事費内訳書の合計金額と入札金額が一致していない場合は、入札を無効とする。 b. 工事費内訳書中に、「値引き」という項目を設定している場合及びマイナス計上の項目（スクラップ控除等マイナスで計上すべきものは除く。）がある場合は、入札を無効とする。値引きという項目を設けるのではなく、金額を引き下げた部分は引き下げをした後の金額（単価）で見積金額を記載すること。 なお、端数処理についても「値引き」という項目を設定し行わず、現場管理費や一般管理費などで行うこと。 c. 数量総括表に掲げる費目、各工種、種別、細別に相当する項目において、数量総括表では数量が 1 式表示となっていないものを 1 式表示で記載している箇所があった場合は、入札を無効とする。 ただし、1 式表示を行うにつき、入札公告における設計図書等に対する質問等により契約担任者に事前に了解を得た場合は、この限りではない。 なお、営繕工事については、やむを得ない場合に限り、1 式表示を認めるものとする。 d. 総合評価落札方式対象工事の場合で、簡易型の場合は「施

工事費内訳書取扱要領 新旧対照表

改正後	現行
術提案」に対応するものの金額、標準型の場合は「技術提案」に対応するものの金額を「技術提案実施に必要な経費」として計上していない場合は、入札を無効とする。ただし、標準型の場合で、標準案による施工の場合は除く。 e. 総合評価落札方式対象工事の簡易型の場合で、数量総括表に掲げる費目に対応するものの合計金額（営繕工事にあつては、数量書に掲げる工事種目に対応する合計金額）と「技術提案実施に必要な経費」の合計金額が入札金額と一致していない場合は、入札を無効とする。 f. 総合評価落札方式対象工事の標準型の場合で、数量総括表に掲げる費目（営繕工事にあつては、数量書に掲げる工事種目）に対応するものの合計金額（「技術提案実施に必要な経費」を含む。）と入札金額が一致していない場合は、入札を無効とする。	工計画」に対応するものの金額、標準型の場合は「施工計画」及び「技術提案」に対応するものの金額を「技術提案実施に必要な経費」として計上していない場合は、入札を無効とする。ただし、標準型の場合で、標準案による施工の場合は除く。 e. 総合評価落札方式対象工事の簡易型の場合で、数量総括表に掲げる費目に対応するものの合計金額（営繕工事にあつては、数量書に掲げる工事種目に対応する合計金額）と「技術提案実施に必要な経費」の合計金額が入札金額と一致していない場合は、入札を無効とする。 f. 総合評価落札方式対象工事の標準型の場合で、数量総括表に掲げる費目（営繕工事にあつては、数量書に掲げる工事種目）に対応するものの合計金額（「技術提案実施に必要な経費」を含む。）と入札金額が一致していない場合は、入札を無効とする。
(略) (例 a) ～ (例 f) ① 2次チェックについて (略) チェック項目 (必須)	(略) (例 a) ～ (例 f) ① 2次チェックについて (略) チェック項目 (必須)

工事費内訳書取扱要領 新旧対照表

改正後	現行
(注1) 様式が他者と同一である場合は、関係者間で情報交換を行った可能性があるため、談合の疑いがあるものとして取り扱う。 (注2) 電子ファイルのプロパティ等を確認し、作成者が別の業者名になっていないか、作成日、更新日におかしな点はないか等を確認する。 (注3) 例であり、談合の疑いがあるかどうかについては、案件毎に判断すること。 ① 3次チェック（工事費内訳書の分析）について（分析結果については、適宜事情聴取に反映させる等により活用） (略) チェック項目（2次チェックに加え、必要に応じて実施） 第7 提出された工事費内訳書の取扱いについて ① 提出された工事費内訳書の引換え、変更又は撤回（取消）は認めない。 ② 提出された工事費内訳書は、返却しない。 ③ 提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出する。 ④ 提出された工事費内訳書は、長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号）第7条の不開示情報に該当するものとし、開示対象としない。 第8 工事費内訳書の不備で入れが無効となった者の取扱いについて	(注1) 様式が他者と同一である場合は、関係者間で情報交換を行った可能性があるため、談合の疑いがあるものとして取り扱う。 (注2) 電子ファイルのプロパティ等を確認し、作成者が別の業者名になっていないか、作成日、更新日におかしな点はないか等を確認する。 (注3) 例であり、談合の疑いがあるかどうかについては、案件毎に判断すること。 ① 3次チェック（工事費内訳書の分析）について（分析結果については、適宜事情聴取に反映させる等により活用） (略) チェック項目（2次チェックに加え、必要に応じて実施） 第7 提出された工事費内訳書の取扱いについて ① 提出された工事費内訳書の引換え、変更又は撤回（取消）は認めない。 ② 提出された工事費内訳書は、返却しない。 ③ 提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出する。 ④ 提出された工事費内訳書は、長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号）第7条の不開示情報に該当するものとし、開示対象としない。 第8 工事費内訳書の不備で入れが無効となった者の取扱いについて

工事費内訳書取扱要領 新旧対照表

改正後	現行
工事費内訳書の不備で入札が無効になっても、談合等不正な行為が確認できなければ、指名停止措置は行わない。	工事費内訳書の不備で入札が無効になっても、談合等不正な行為が確認できなければ、指名停止措置は行わない。
第9 落札決定後に落札者以外の入札参加業者の工事費内訳書に不備が判明した場合の措置について 落札候補者の工事費内訳書の審査の結果、落札者を決定した後に落札者以外の入札参加業者の工事費内訳書による入札の無効が明らかになった場合においても、落札決定後の入札事務を妨げないものとする。	第9 落札決定後に落札者以外の入札参加業者の工事費内訳書に不備が判明した場合の措置について 落札候補者の工事費内訳書の審査の結果、落札者を決定した後に落札者以外の入札参加業者の工事費内訳書による入札の無効が明らかになった場合においても、落札決定後の入札事務を妨げないものとする。
第10 入札参加業者に対する周知方法 (1) 入札公告共通事項書に、以下の内容を明示する。 ○ 工事費内訳書の提出	第10 入札参加業者に対する周知方法 (1) 入札公告共通事項書に、以下の内容を明示する。 ○ 工事費内訳書の提出
① 入札に際しては、数量総括表に掲げる費目、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額（営繕工事にあっては、数量書に掲げる工事種目及び各工事種目に対応する科目別内訳書、細目別内訳書に摘要、単位、数量及び単価に対応する、金額を表示したもの。）（様式は任意。ただし、商号又は名称並びに代表者氏名、住所、工事番号、工事場所及び工事名を記載すること。）を明示した工事費内訳書を押印の上、提出すること（押印は、電子入札システムにより提出する場合を除く。）。 ② 工事費内訳書の合計額は入札額と同額とし、値引き及びマイナス計上の項目（スクラップ控除等を除く。）及び1式表示	① 入札に際しては、数量総括表に掲げる費目、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額（営繕工事にあっては、数量書に掲げる工事種目及び各工事種目に対応する科目別内訳書、細目別内訳書に摘要、単位、数量及び単価に対応する、金額を表示したもの。）（様式は任意。ただし、商号又は名称並びに代表者氏名、住所、工事番号、工事場所及び工事名を記載すること。）を明示した工事費内訳書を押印の上、提出すること（押印は、電子入札システムにより提出する場合を除く。）。 ② 工事費内訳書の合計額は入札額と同額とし、値引き及びマイナス計上の項目（スクラップ控除等を除く。）及び1式表示

工事費内訳書取扱要領 新旧対照表

改正後	現行
(入札説明書中の数量総括表及び数量書で1式表示となっているものを除く。)を設けないこと(「工事費内訳書取扱要領(平成20年7月9日付け20建企第233号)」で認められているものを除く。) ③ 総合評価落札方式対象工事の簡易型の場合、①及び②に加え、「<u>技術提案</u>」に対応するものの金額を「技術提案実施に必要な経費」として記載すること。ただし、標準型の場合で標準案による施工の場合は除く。また、「技術提案実施に必要な経費」は、1式計上とすることができるものとし、①の合計額と「技術提案実施に必要な経費」の合計額を入札額と同額とすること。 ④ 総合評価落札方式対象工事の標準型の場合、①及び②に加え、①に掲げる項目のうち、「金額」欄の右に「技術提案実施に必要な経費」及び「合計」欄を設け、「技術提案実施に必要な経費」欄には採用された「技術提案」の実施に必要な経費を、及び「合計」欄には「金額」と「技術提案実施に必要な経費」の合計額を記載すること。ただし、標準案による施工の場合を除く。なお、工事費内訳書の最下段に「合計」欄を設け、①の合計額、「技術提案実施に必要な経費」の合計額及び①と「技術提案実施に必要な経費」の合計額を記載し、①と「技術提案実施に必要な経費」の合計額と「技術提案実施に必要な経費」の合計額は入札額と同額とすること。また、①中「(押印は、電子入札システムにより提出する場合を除く。)」とあるのは、この項には適用しない。	(入札説明書中の数量総括表及び数量書で1式表示となっているものを除く。)を設けないこと(「工事費内訳書取扱要領(平成20年7月9日付け20建企第233号)」で認められているものを除く。) ③ 総合評価落札方式対象工事の簡易型の場合、①及び②に加え、「<u>施工計画</u>」に対応するものの金額を「技術提案実施に必要な経費」として記載すること。ただし、標準型の場合で標準案による施工の場合は除く。また、「技術提案実施に必要な経費」は、1式計上とすることができるものとし、①の合計額と「技術提案実施に必要な経費」の合計額を入札額と同額とすること。 ④ 総合評価落札方式対象工事の標準型の場合、①及び②に加え、①に掲げる項目のうち、「金額」欄の右に「技術提案実施に必要な経費」及び「合計」欄を設け、「技術提案実施に必要な経費」欄には採用された「<u>施工計画</u>」及び「技術提案」の実施に必要な経費を、及び「合計」欄には「金額」と「技術提案実施に必要な経費」の合計額を記載すること。ただし、標準案による施工の場合を除く。なお、工事費内訳書の最下段に「合計」欄を設け、①の合計額、「技術提案実施に必要な経費」の合計額及び①と「技術提案実施に必要な経費」の合計額を記載し、①と「技術提案実施に必要な経費」の合計額は入札額と同額とすること。また、①中「(押印は、電子入札システムにより提出する場合を除く。)」とあるのは、この項

工事費内訳書取扱要領 新旧対照表

改正後	現行
⑤ 工事費内訳書は、「工事費内訳書取扱要領」に基づき取り扱う。 ⑥ 提出された工事費内訳書は、返却しない。 ⑦ 提出された工事費内訳書の引換え、変更又は撤回（取消）は認めない。 ⑧ 提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出する。 ⑨ 提出された工事費内訳書について、長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号）第7条の不開示情報に該当するものとし、開示対象としない。	には適用しない。 ⑤ 工事費内訳書は、「工事費内訳書取扱要領」に基づき取り扱う。 ⑥ 提出された工事費内訳書は、返却しない。 ⑦ 提出された工事費内訳書の引換え、変更又は撤回（取消）は認めない。 ⑧ 提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出する。 ⑨ 提出された工事費内訳書について、長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号）第7条の不開示情報に該当するものとし、開示対象としない。
第11 工事費内訳書の保管期間について 工事費内訳書の保管期間は、契約者分については入札終了月の翌月から5年間、その他の入札参加者分については入札終了月の翌月から1年間とする。	第11 工事費内訳書の保管期間について 工事費内訳書の保管期間は、契約者分については入札終了月の翌月から5年間、その他の入札参加者分については入札終了月の翌月から1年間とする。
第12 施行日 平成20年10月1日以降に入札公告又は入札執行通知する工事に適用する。 ただし、第6①の（注5）の適用については、平成20年10月1日から平成21年3月31日までに入札公告された工事においては、「入札を無効」とあるのを「該当者に注意した上で、入札を有効」とする。	第12 施行日 平成20年10月1日以降に入札公告又は入札執行通知する工事に適用する。 ただし、第6①の（注5）の適用については、平成20年10月1日から平成21年3月31日までに入札公告された工事においては、「入札を無効」とあるのを「該当者に注意した上で、入札を有効」とする。

工事費内訳書取扱要領 新旧対照表

改正後、	現行
※ 改正 平成 21 年 1 月 5 日以降に入札公告又は入札執行通知する工事に適用する。(平成 20 年 12 月 10 日 20 建企第 587 号) (1) 第 4 及び第 10 の変更	※ 改正 平成 21 年 1 月 5 日以降に入札公告又は入札執行通知する工事に適用する。(平成 20 年 12 月 10 日 20 建企第 587 号) (1) 第 4 及び第 10 の変更
※ 改正 平成 21 年 4 月 1 日以降に入札公告又は入札執行通知する工事に適用する。(平成 21 年 3 月 27 日 20 建企第 872 号) ただし、第 6① (注 5) の d 及び e の適用については、平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日までに入札公告又は入札執行通知された工事においては、「入札を無効」とあるのを「該当事者に注意した上で、入札を有効」とする。 (1) 第 4 並びに第 6① (注 5) d 及び e 並びに第 10 の変更	※ 改正 平成 21 年 4 月 1 日以降に入札公告又は入札執行通知する工事に適用する。(平成 21 年 3 月 27 日 20 建企第 872 号) ただし、第 6① (注 5) の d 及び e の適用については、平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日までに入札公告又は入札執行通知された工事においては、「入札を無効」とあるのを「該当事者に注意した上で、入札を有効」とする。 (1) 第 4 並びに第 6① (注 5) d 及び e 並びに第 10 の変更
※ 改正 平成 22 年 4 月 1 日以降に開札する工事に適用する。(平成 22 年 3 月 23 日 21 建企第 725 号) (1) 第 2⑤並びに第 5②への変更	※ 改正 平成 22 年 4 月 1 日以降に開札する工事に適用する。(平成 22 年 3 月 23 日 21 建企第 725 号) (1) 第 2⑤並びに第 5②への変更
※ 改正 平成 22 年 9 月 1 日以降に開札する工事に適用する。(平成 22 年 8 月 11 日 22 建企第 271 号)	※ 改正 平成 22 年 9 月 1 日以降に開札する工事に適用する。(平成 22 年 8 月 11 日 22 建企第 271 号)

工事費内訳書取扱要領 新旧対照表

改正後	現行
(1) 第4③を「③簡易型」と「④標準型」に分け、③中「簡易な施工計画」を「施工計画」とした。 (2) 第6①(注5) eを「e. 簡易型」と「f. 標準型」に分け、(例 e) 及び (例 f) を追加した。 (3) 第10 (1) ③を「③簡易型」と「④標準型」に分け、③中「簡易な施工計画」を「施工計画」とし、④から⑥をそれぞれ1ずつ繰り下げ⑤から⑨とした。	(1) 第4③を「③簡易型」と「④標準型」に分け、③中「簡易な施工計画」を「施工計画」とした。 (2) 第6①(注5) eを「e. 簡易型」と「f. 標準型」に分け、(例 e) 及び (例 f) を追加した。 (3) 第10 (1) ③を「③簡易型」と「④標準型」に分け、③中「簡易な施工計画」を「施工計画」とし、④から⑥をそれぞれ1ずつ繰り下げ⑤から⑨とした。
※ 改正 平成 25 年 7 月 1 日以降に入れ公告又は入れ執行通知する工事に適用する。(平成 25 年 月 日 25 建企第 号) (1) 第4③および第10 (1) ③中「施工計画」を「技術提案」とした。 (2) 第4④および第10 (1) ④中「施工計画」及び「技術提案」を「技術提案」とした。 (3) 第6 (注5) d 中「施工計画」を「技術提案」とし、「施工計画」及び「技術提案」を「技術提案」とした。 (略) 別記様式第1号	(略) 別記様式第1号